



# 自転車の幼児用座席に乗車可能な年齢が 6歳未満から小学校入学までに拡大！

※ 福島県道路交通規則の一部改正により、令和3年3月1日から、自転車の幼児用座席に乗車させることができる者の年齢制限が緩和されます。

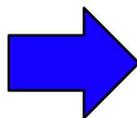
## 改正内容

これまで、自転車の幼児用座席には「**6歳未満の者**」しか乗車させることができませんでしたが、6歳の誕生日を迎えた後も、「**小学校就学の始期に達するまでの者**」を乗車させることができるようになります。

【改正前】

【改正後】

幼児  
(6歳未満の者)



小学校就学の始期  
に達するまでの者

※ 6歳に達する日  
(誕生日の前日)  
の属する年度の3月  
31日まで乗車可

## 幼児用座席に乗車できる年齢

保育・就学等	幼稚園・保育園など		小学校
		6歳誕生日	小学校入学(4月1日)
子供の成長	5歳	6歳	
【改正前】	乗せられる○	乗せられない×	乗せられない×
【改正後】	乗せられる○	乗せられる○	乗せられない×

## 幼児用座席に子供を乗車させることができる場合



16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させている場合



16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させている場合



## 幼児用座席を使用する際の**注意点**

- 幼児用座席は、製品ごとに上限体重や目安身長が定められていますので、使用前に確認しましょう。
- 乗車前に、子供に必ず自転車用ヘルメットをかぶせ、乗車後はシートベルトを正しく着用させましょう。
- 子供は荷物等よりも後に乗せ、最初に降ろすようにしましょう。
- 運転する方もヘルメットを着用しましょう。